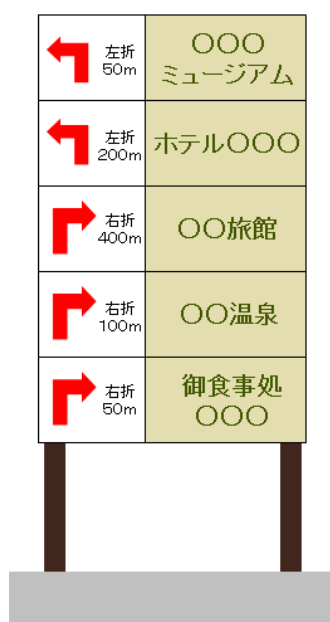


野立て案内図板設置の手引き ～設置許可の基準と考え方～

平成 29 年 2 月 1 日施行



裾野市

平成 28 年 2 月

第 2 版

目 次

はじめに	2
案内図板許可基準の概要	3
特別規制地域の設置許可基準	4
1 案内図板の定義	4
2 距離	6
3 相互間距離	8
4 高さ	11
5 面積	12
6 地図矢印の表示	15
7 案内表示の面積	17
8 写真・イラストの使用	22
9 地の色彩	26
10 電飾設備の使用	30
11 建築物等の利用	31
12 協同看板	32
申請の方法	34

はじめに

【本手引き策定の趣旨】

＜屋外広告物は景観を構成する重要な要素＞

案内看板等の屋外広告物は、情報の受け手にとって有益なものであり、まちを活気づけるものです。

しかし、なされるがままに放置しておけば、広告物があちこちに無秩序に氾濫し、それによりまちの景観や風致が損なわれることになります。

屋外広告物の設置に当たっては、周辺の景観に配慮し、調和が取れた魅力のあるものとなるよう心がけていくことが重要です。

＜地域特性に応じた屋外広告物＞

屋外広告物の設置に当たっては、法令や規則を遵守することはもちろんですが、法令等に定められていないから何をしてもいいというわけではありません。屋外広告物は多くの人の目にとまるもので、景観は公共性を持っています。

地域の特性に応じて、デザイン、設置方法等に、適切な配慮をお願いします。



雄大な富士山を眺望できる
「パノラマロード」

【本手引きの適用地域】

・ 特別規制地域

原則として屋外広告物の表示・設置を禁止している地域
例外的に自家広告物と案内図板等の設置が認められている。

案内図板設置許可基準の概要

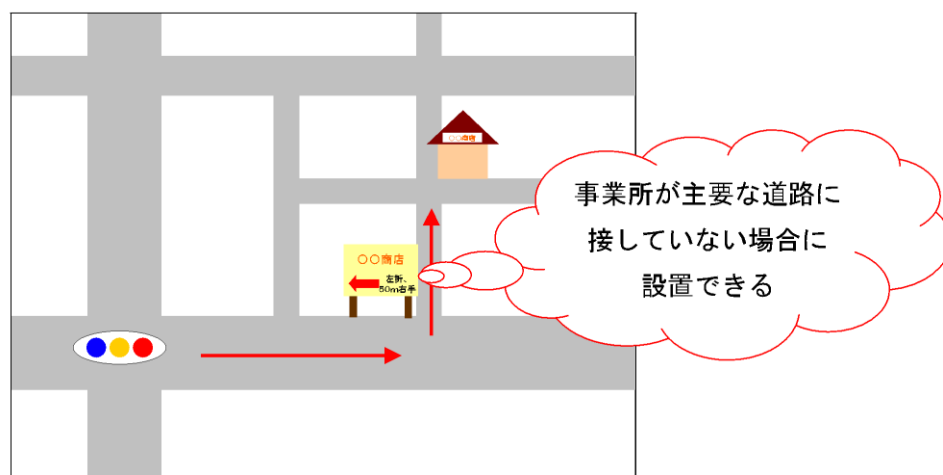
ページ	基準の項目	特別規制地域における基準の概要
4	1 案内図板の定義	事業所、営業所、作業場等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
6	2 距離	案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは10km以内。
7	3 相互間距離	案内図板の相互間距離は、左右方向に50cm以上、前後方向に5m以上。
10	4 高さ	案内図板の高さは地上5m以下。
11	5 面積	案内図板の表示面積は、片面3㎡以内の表示が原則。ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。
13	6 地図矢印の表示	事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示。
15	7 案内表示の面積	案内表示を記載するスペースは板面の表示面積の3分の1以上。このスペースには、その他の文字、写真又は絵を記載してはならない。
20	8 写真・イラストの使用	写真、絵（イラスト、商標等）の面積は、表示面積全体の3分の1以下。なお、写真やイラストに重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。
24	9 地の色彩	地の色彩は、明度3以上かつ彩度8以下。
28	10 電飾設備の使用	動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない。
29	11 建築物等の利用	建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置できない。
30	12 協同看板	・表示面積は10㎡以内。 ・1者当たりの表示面積は2㎡以内。 ・ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能とする。その場合、裏側も5以上の者の協同看板であること。

・本手引きは、野立て案内図板の設置許可基準を説明したものです。電柱広告については、別途、裾野市屋外広告物条例施行規則及び「静岡県特別規制地域における電柱広告掲出ガイドライン」（（公社）静岡県屋外広告協会 電柱広告部会）を御確認ください。

特別規制地域の設置許可基準

1 案内図板の定義

事業所、営業所、作業場等（以下、「事業所等」という。）が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。



【解説】

市屋外広告物条例第3条に規定する特別規制地域においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが原則として禁止されています。

しかし、これを一律に禁止すると、建物が幹線道路に面していない店舗の営業が困難になるなど、社会生活を営むうえで支障が生じる可能性があることから、自家広告物や案内図板に限り、表示面積等に制限を設けた上で、市長の許可を受けた場合は例外的に設置できることとしています。

この趣旨に則り、特別規制地域に許可を得て設置できる案内図板は、事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に表示し、又は設置するものに限ることとしています。

なお、矢印が書いてあれば良いというわけではありません。案内図板に表示された地図、矢印、案内文言の組合せにより確実に目的地に到達することができる必要があります。

上記のとおり、特別規制地域において許可を得ることができる案内図板は、案内誘導を目的としたものに限られることから、案内をしていない、**掲出物件（白板、骨組み）のみのものや、「広告募集」を表示したものは設置できません**。あわせて、先に骨組みのみを設置して、広告主を募集することはできないものであることは言うまでもありません。

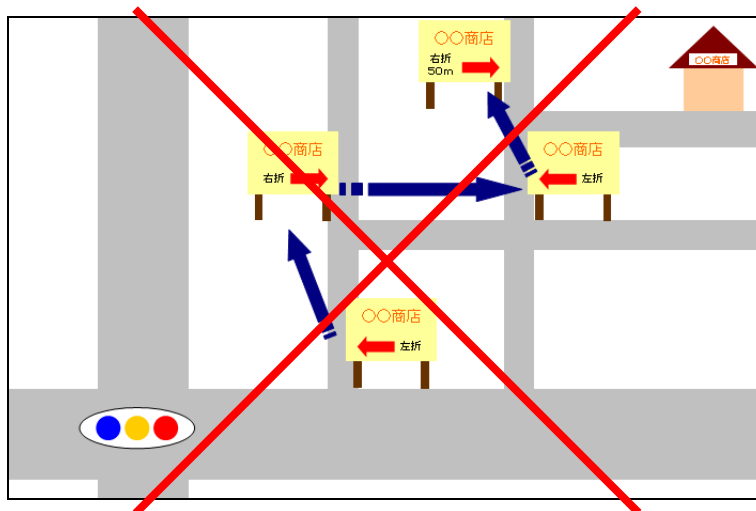
なお、案内図板を撤去する際には、掲出物件もあわせて撤去しなければなりません。

※6か月以内に新たな広告を表示する場合は、誓約書を提出することにより、掲出物件の一時的な存置が認められます。詳細は申請窓口にお問合せください。

【運用基準】

＜案内図板と認められないもの＞

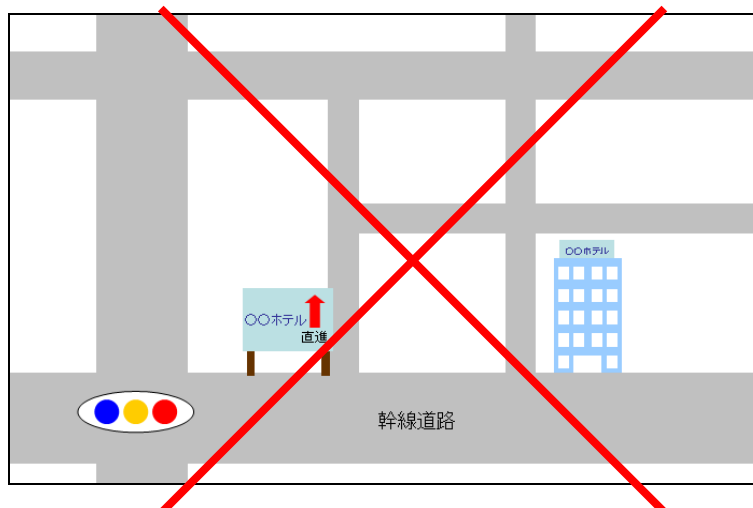
- ・ 曲がり角ごとに看板を設置し、複数の看板を組み合わせ誘導するもの（次の看板を案内する看板）は認められません。



※現在地から目的地に到達できる案内を表示した案内図板を、複数の分岐点等に設置することは可能です。

＜やむを得ないと認められないもの＞

- ・ 幹線道路（原則として片側1車線以上の道路）沿いに立地している事業所等への案内図板を、その幹線道路に掲出するもの（幹線道路沿いの事業所まで「直進」で誘導するもの）は、やむを得ないものに該当しません。

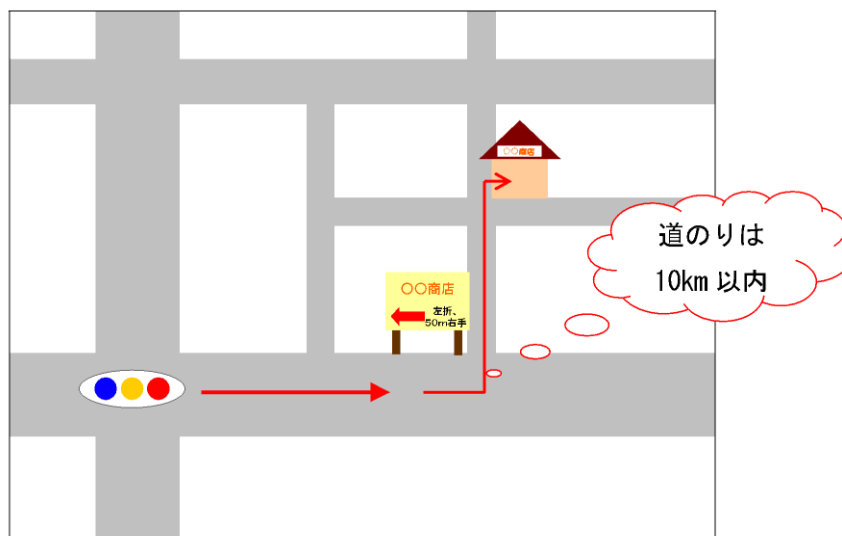


- ・ 案内図板を設置しようとする場所の近隣に、当該事業所を案内誘導する道路標識や公共サインが既に設置されている場合は、やむを得ないものと認められません。

2 距離

案内図板等（注）の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10 キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（注）「案内図板等」とは、裾野市屋外広告物条例施行規則においては、道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの（道路法施行令第7条第1号の標識を除く。）を指します。



【基準の概要】

- ・案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは10km 以内。

【解説】

案内図板と案内される事業所等との間の距離制限を定めています。

基本的には、事業所等に近い主要な道路等に設置することを想定しており、10kmを超える場所に設置することはできません。

ただし、山間地域等で幹線道路から離れた場所に事業所等がある場合などやむを得ないものと認められる場合は、10kmを超えていても許可されることがあります。

【運用基準】

＜距離の計測方法＞

距離の計測は、案内図板の設置場所から事業所等の敷地へ向かう、通常想定される一般的な道路の道のりで測ります。直線距離ではありません。

＜やむを得ないものと認められる例＞

以下の場合であって、その分岐点に、当該施設等に案内誘導する道路標識や公共サインが設置されていない場合。

十里木以北地域	東名裾野インターチェンジからの道のりが 10 km を超える十里木以北地域の市内事業所の案内図板を、都市計画道路御宿下和田線または市道 1・15 号線との分岐点に設置する場合。
---------	--

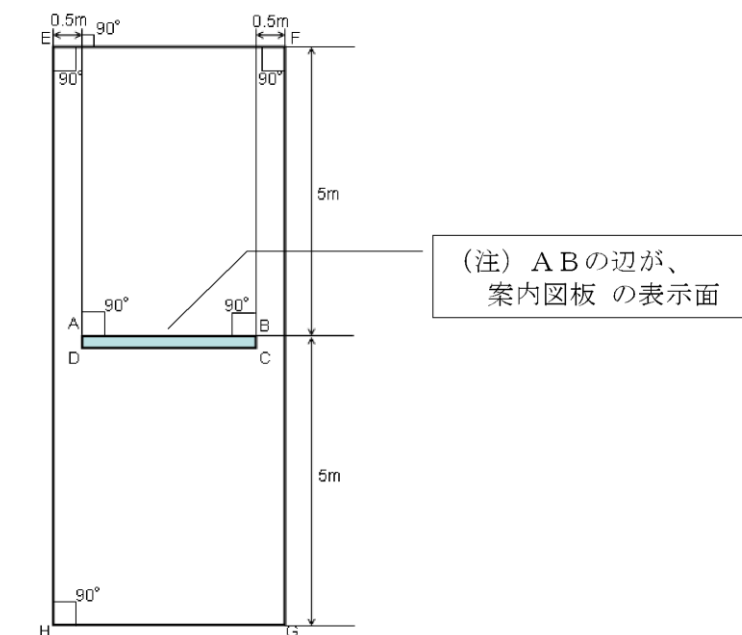
上記の場合であっても、設置する案内図板は事業所個別のものではなく、当該地域へ誘導する案内図板や、当該地域の事業所の協同看板とすることを強く推奨します。

※申請書に添付する案内図には、案内図板の設置場所、事業所、案内図板の設置場所から事業所への経路及び道のりを示してください。

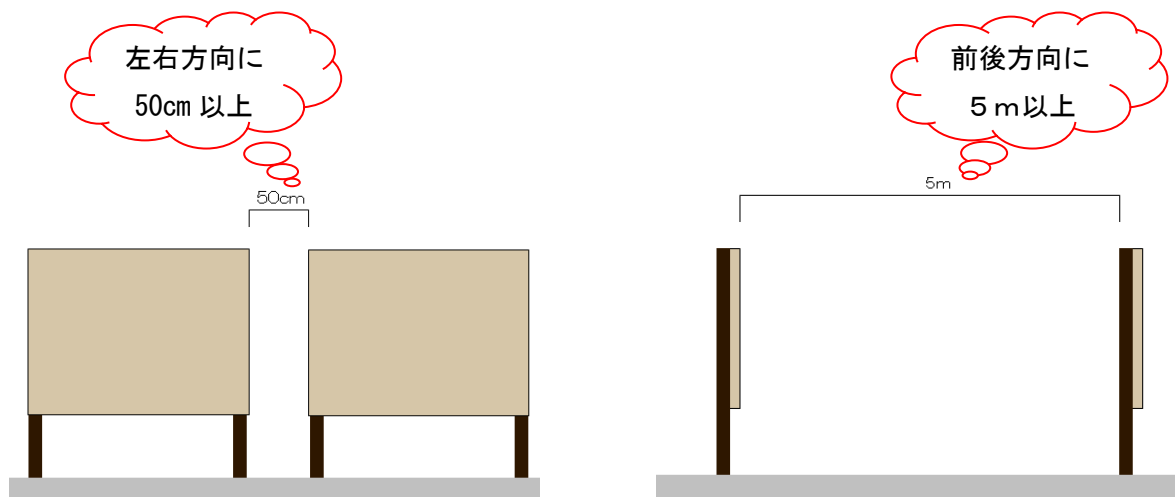
3 相互間距離

別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。

別図（真上から見た図）



A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。



【基準の概要】

- 案内図板の相互間距離は、左右方向に 50 c m 以上かつ前後方向に 5 m 以上。

【解説】

案内図板同士の相互間距離を定めています。案内図板が乱立して良好な景観を阻害する状態となることを防ぐための基準です。

【運用基準】

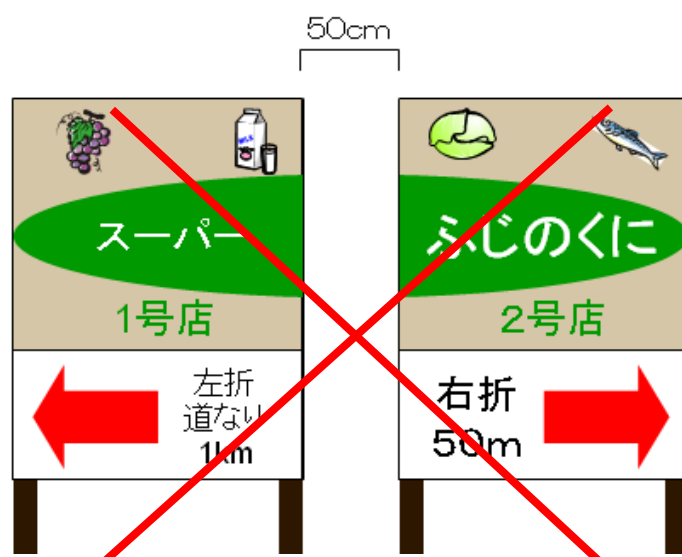
＜距離の計測方法＞

- ・ 左右方向の距離は、案内図板の最も外側から測ります。
（掲出物件（支柱、脚）も含めて、最も外側から測ります。）
- ・ 前後方向の距離は、案内図板の表示面から測ります。
- ・ 斜面に設置する場合には、斜距離ではなく、真上から見た水平距離で計測します。

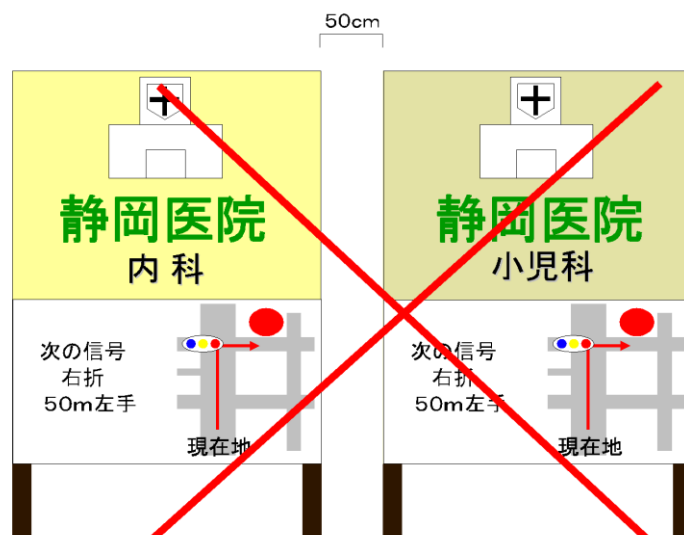
※ 計測した区域内に、別の野立ての案内図板（掲出物件を含む）が掲出されている場合には設置できません。

＜一体に見える案内図板の取扱い＞

- ・ 2枚以上の案内図板を左右方向に 50cm 離して設置していても、組合せにより一体として見えるものの設置は認めません。



- ・ また、同一の目的地への案内図板を並べて設置することは認めません。

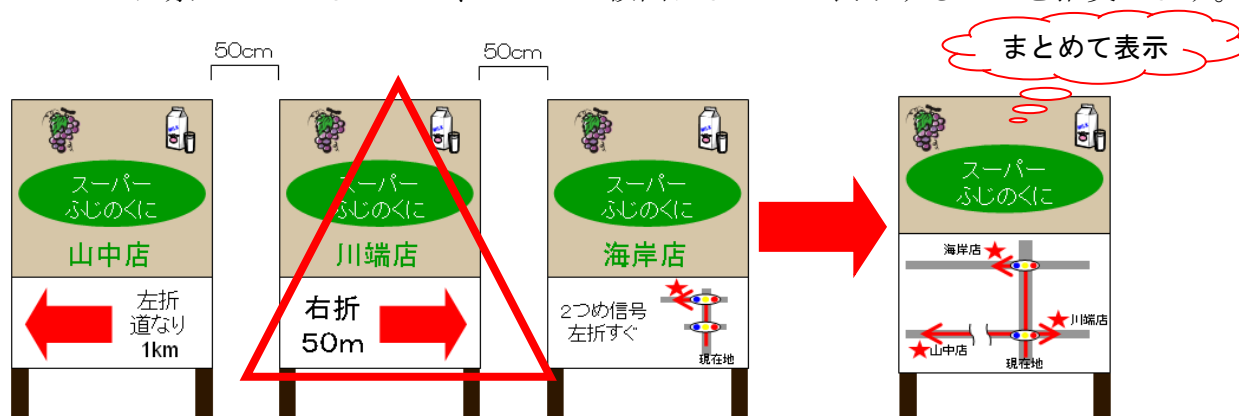


【ガイドライン】

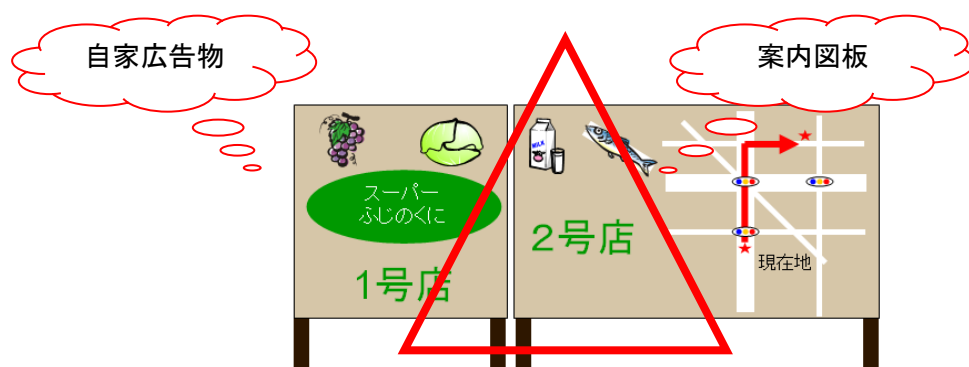
- ・隣接する案内図板の形状、大きさ、高さなどを統一し、良好な景観形成に配慮しましょう。また、1か所に集中して設置しないようにしましょう。



- ・異なる支店等の案内図板を、左右方向の相互間距離を 50cm 以上として設置することは禁止していませんが、ひとつの板面にまとめて表示することを推奨します。

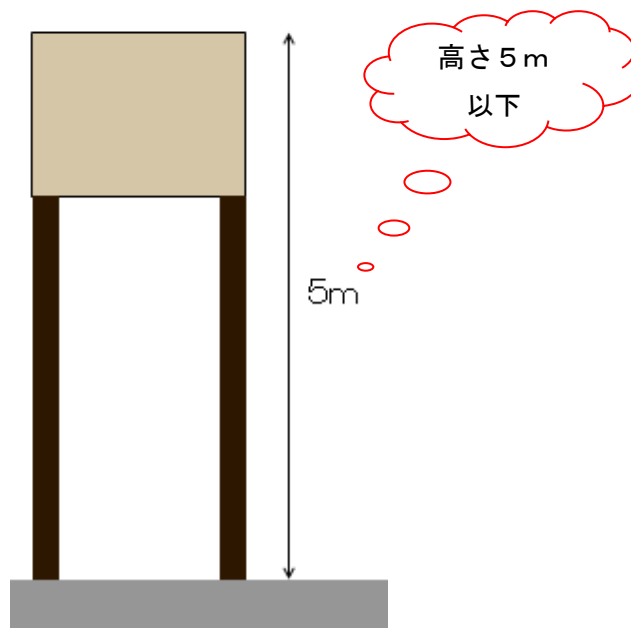


- ・自家広告物との相互間距離の基準は定めていませんが、案内図板と自家広告物をぴったりくっつけたり、組合せ看板として一体に表示しないようにしましょう。



4 高さ

高さが、地上5メートル以下であるものであること。



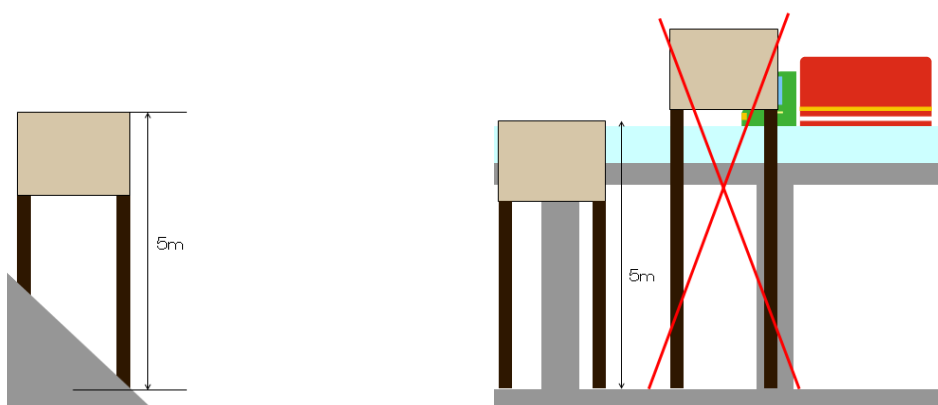
【基準の概要】

- ・案内図板の高さは地上5メートル以下。

【運用基準】

＜高さの計測方法＞

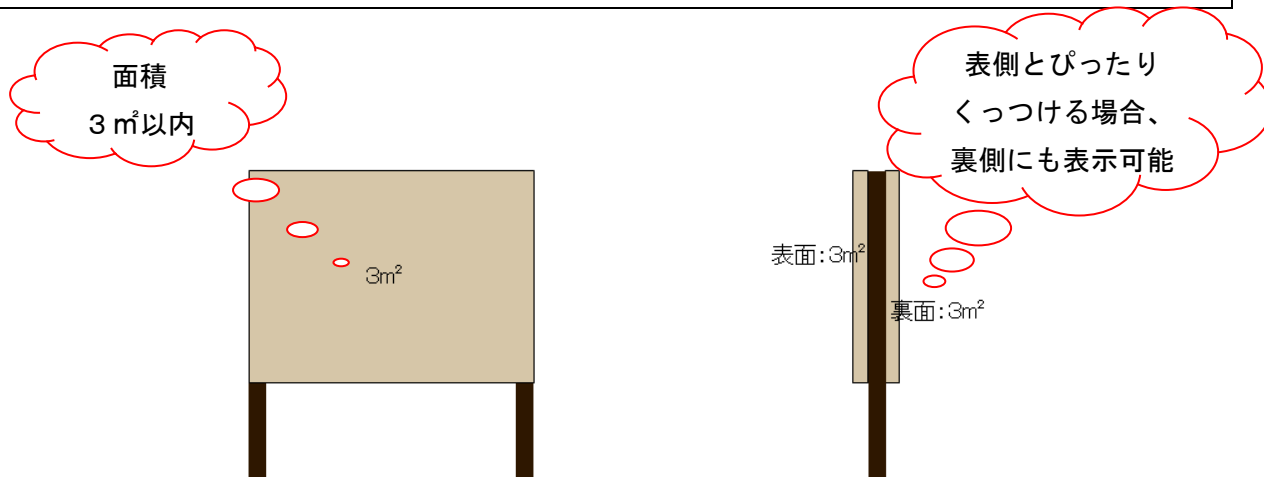
- ・高さは地上から測ります。
- ・傾斜のある場所に設置する場合は、最も高い部分を5 m以下とします。
- ・高架の道路脇に設置する場合も、地上から5 mまでしか設置できません。



※高さが4 mを超える案内図板の場合、建築基準法の確認申請が必要です。

5 面積

案内図板等に表示される広告（以下、「案内広告」という。）の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。



【基準の概要】

- ・案内広告の表示面積は、片面3㎡以内の表示が原則。
- ・ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。

【解説】

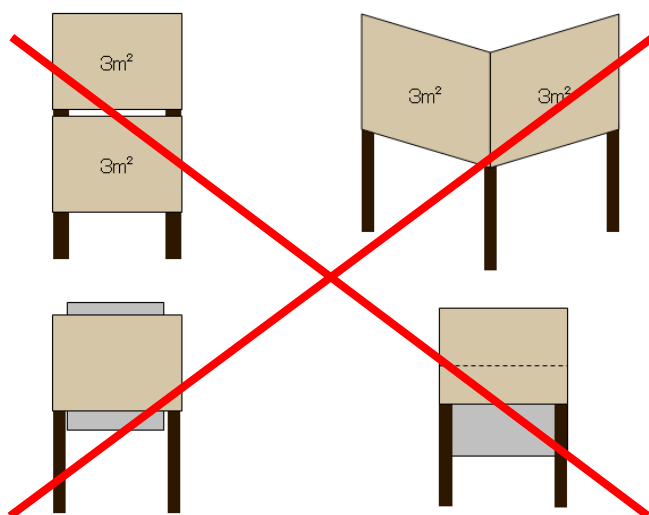
案内広告の表示面積についての基準です。

板面の裏側がそのまま見えるよりも、隠れているほうが美観上優れていることから、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能としています。

【運用基準】

＜設置が認められないものの例＞

- ・ 1 方向から見て 3 m^2 の案内広告が 2 枚設置されている。（片面の合計 6 m^2 で表示面積 3 m^2 を超える）
- ・ 3 m^2 の案内広告 2 枚が V 字型に設置されている。（片面の合計 6 m^2 で表示面積 3 m^2 を超える）
- ・ 表側と裏側がぴったり重なっていない。



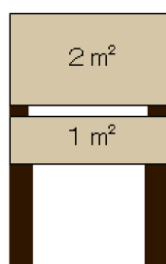
＜設置が認められるものの例＞

片面の合計が 3 m^2 以内である次のような場合

- ・ 1 方向から見て 1.5 m^2 の案内広告が 2 枚設置されている。又は 1 m^2 の案内広告が 3 枚設置されている。



- ・ 1 方向から見て 2 m^2 の案内広告が 1 枚、 1 m^2 の案内広告が 1 枚設置されている。

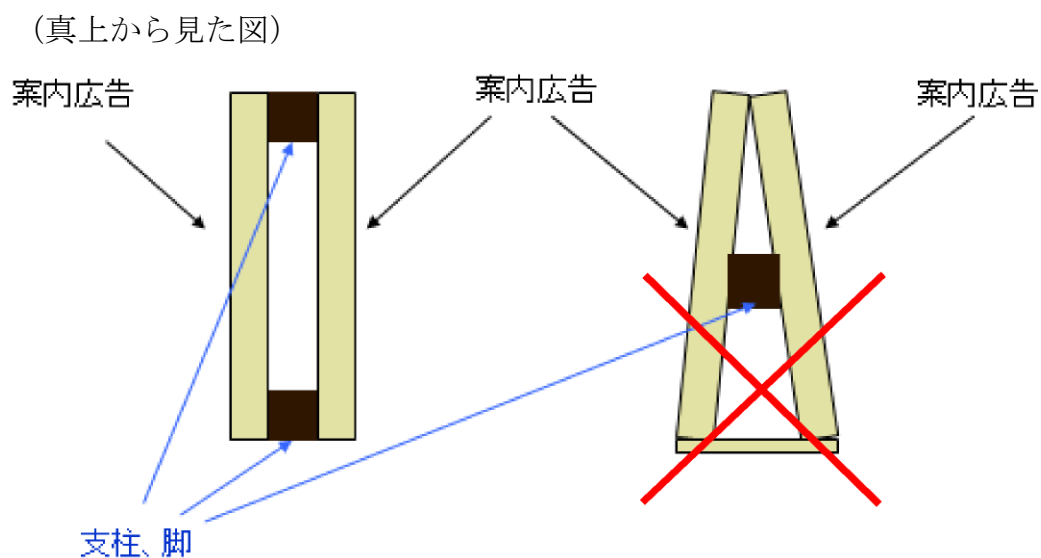


（ただし、美観上、全ての案内広告を同じ大きさにすることを推奨します。）

<「表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する」とは>

側面（短辺）が、表示面の板及び掲出物件（支柱、脚）の厚さにより生じる最小限の幅であり、かつ、広告物を表示するために設けられた部分ではない場合を指します。

（この場合において、美観上の観点から側面（短辺）を別の板で覆う場合は、案内広告の地色が連続して表示される

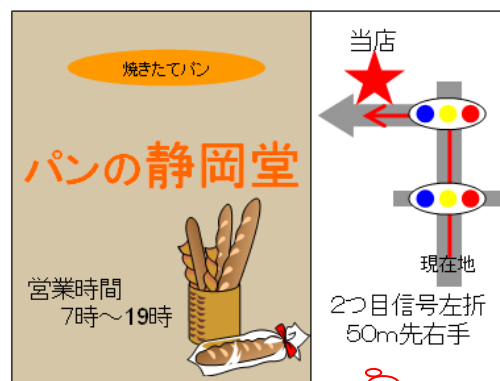


【ガイドライン】

・ 景観に配慮するため、案内広告の表示面積に見合った掲出物件の規模とし、案内広告から掲出物件がはみ出さないようにしましょう。

6 地図矢印の表示

事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。



地図又は
矢印を表示

【基準の概要】

- ・事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示。

【解説】

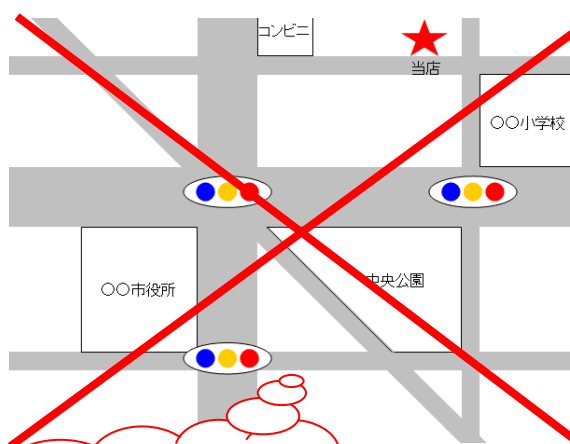
案内広告の内容についての規定です。

誰が見ても案内図板であることが明確であるように、また、一目で誘導先へたどり着ける案内図板となるよう、案内、誘導のための地図や矢印を表示することとしています。

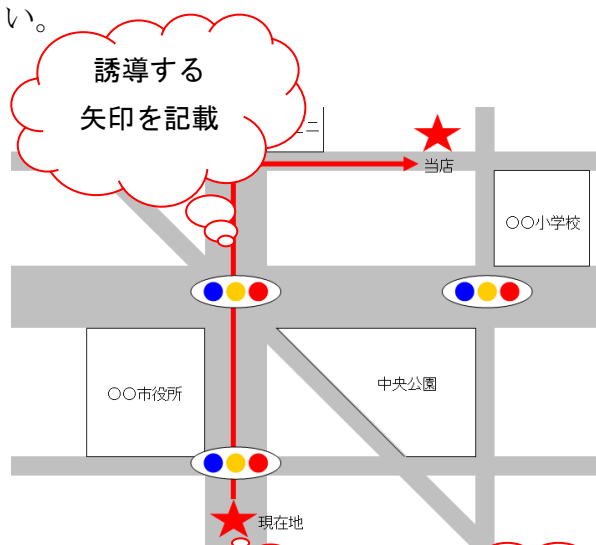
【運用基準】

＜地図を用いる場合の記載方法＞

- ・現在地から誘導先の事業所等までスムーズにたどり着けるよう、地図上に現在地と誘導する矢印を必ず記載してください。



現在地がわからず、
誘導先まで
たどり着けない。

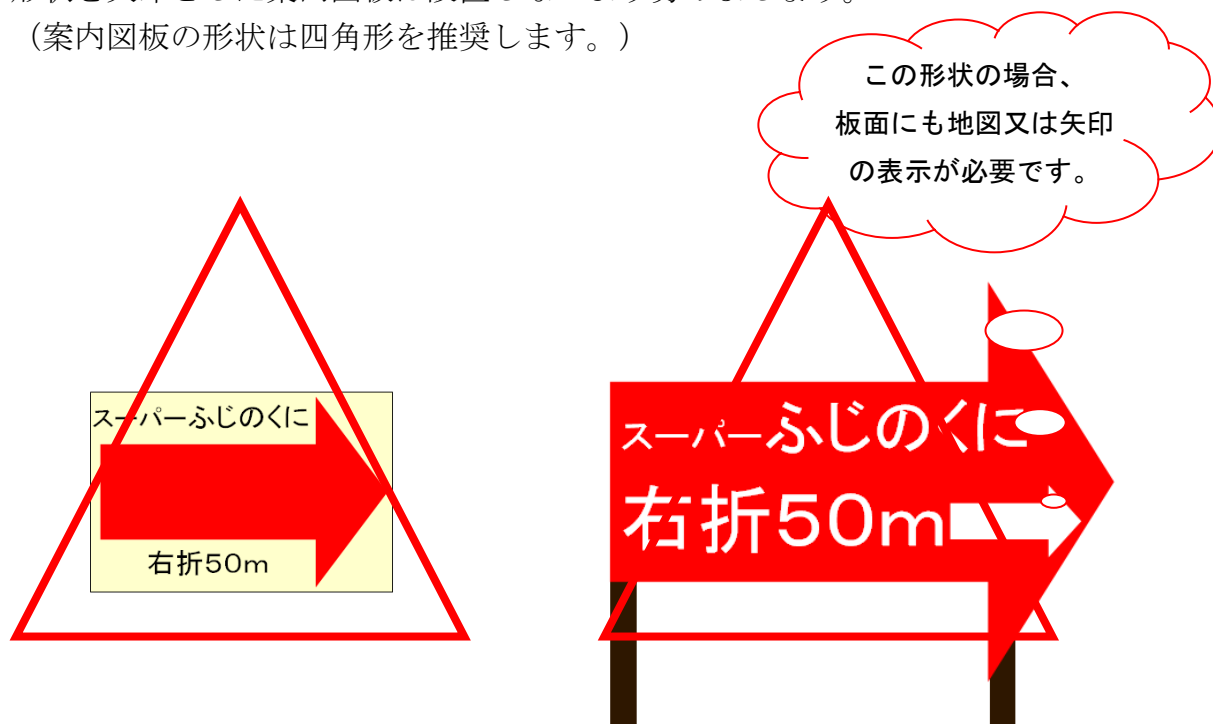


誘導する
矢印を記載

現在地を
記載

＜矢印の使用について＞

- ・矢印は、矢印の方向に向かって事業所等に到達することが確実な場合にのみ使用することとし、矢印だけで事業所までたどりつくことが困難な場合は、地図を使用することを推奨します。
- ・矢印は、面積に注意して高彩度色を使用すると見やすいものとなります。ただし、景観に配慮した案内図板とするため、高彩度色の大きな矢印の表示は避けましょう。
- ・形状を矢印とした案内図板は設置しないよう努めましょう。
(案内図板の形状は四角形を推奨します。)

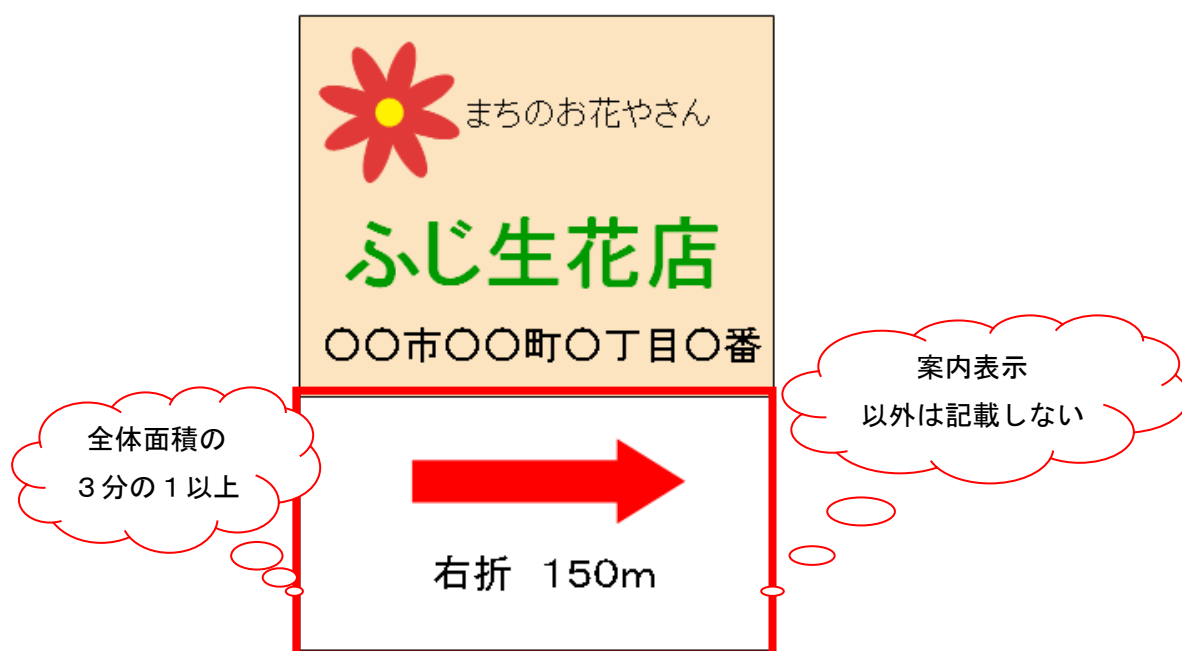


＜地図の使用について＞

- ・地図の向きは、分かりやすいように、現在の進行方向を上に表示することを推奨します。

7 案内表示の面積

案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示（案内又は誘導に係る事業所等の名称を除く。以下同じ。）の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。



【基準の概要】

- ・地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示（以下、「案内表示」という。）を記載するスペースは板面の表示面積の3分の1以上。
- ・このスペースには、その他の文字、写真又は絵を記載してはならない。

【解説】

一般広告ではなく、案内図板であることをはっきりとさせるため、この基準を設けています。地図、矢印が、誰が見てもはっきり分かることが案内図板の最低条件です。

【運用基準】

＜案内表示として認められる例＞

次の信号左折 100m

ここ右折 スーパー〇〇東隣

北へ 1.5km

〇〇警察署右折 すぐ

〇〇ショッピングセンター店内2F

すぐ左ホテルの1F

＜案内表示として認められない例＞

1.7km 先裾野店

・・・案内文言には事務所名を含めないこととしているため、認められません。

150m 裾野市佐野

・・・住所は認められません。

車で 30 分

・・・現在地からの所要時間は不確定であるため、案内表示として認められません。

＜案内図板の設置場所によって判断が分かれる例＞

〇〇市役所前

- ・基本的には、現在地を起点としていないものは、案内表示として認められません。
- ・ただし、看板に右折矢印が表示されていて、右折するとすぐに市役所が目に入る場合など、矢印との組合せにより案内図板の設置場所において案内先を容易に認識できる場合は案内表示として認められます。

＜案内表示の部分の面積の計測方法＞

- ・一つの長方形のスペースにまとめて表示し、その部分の地色を変えたり、他の部分との境界に線を引いたりすることにより、他の部分と明確に区別している場合：案内表示を表示した長方形の面積を計測する。

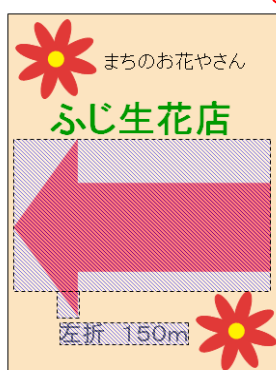
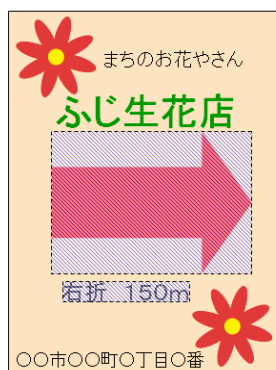


長方形の
面積を計測



板面に縁取りがある場合は、
板面の端までを計測できる。

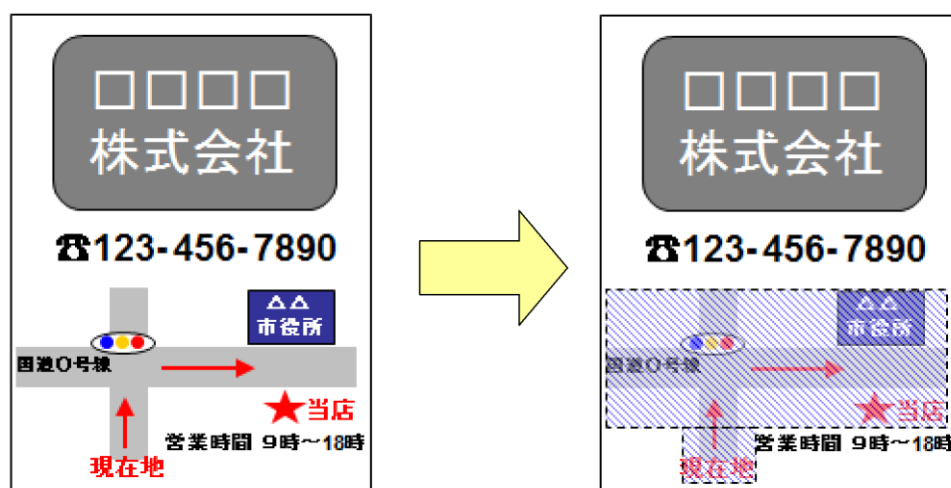
- ・上記以外の場合：案内表示そのものの面積を計測。ただし、便宜的に、案内表示それぞれを囲み、かつその他の文字、写真又は絵を含まない最小の長方形の面積を計測してもよい。



斜線部分の
面積の合計
としても良い

- ・いずれの場合も、申請時には、案内表示の面積とともに、算定方法のわかる図面を添付してください。

※参考事例

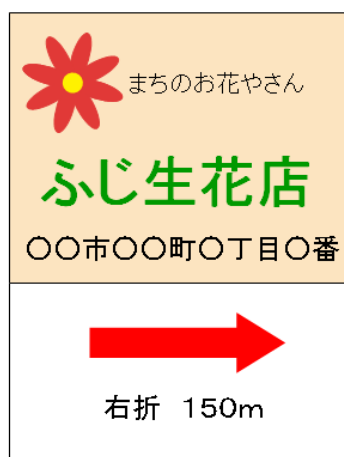


※ この事例では、右図のとおり、斜線部分の面積の合計としても良い。

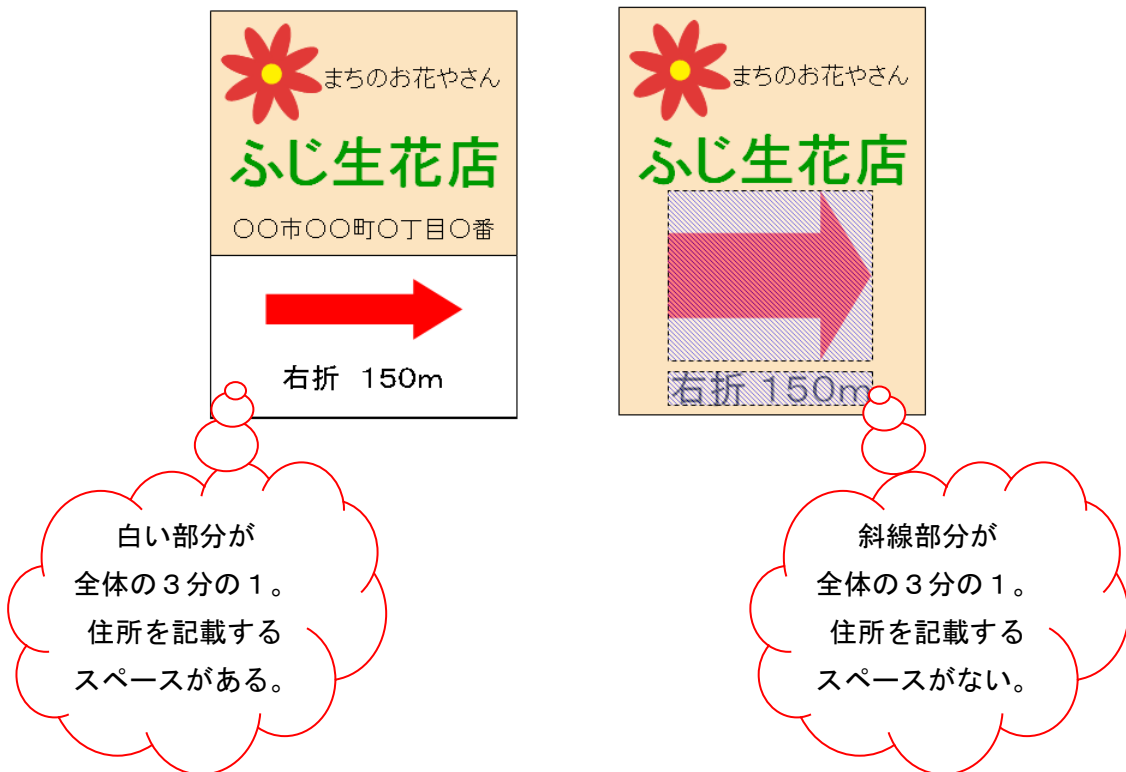
【ガイドライン】

＜案内表示の表示方法＞

- ・案内表示の内容がわかりやすい案内図板とするため、案内表示を記載するスペースはまとめて確保し、地色や線などにより残りのスペースと明確に区分することを推奨します。



- ・下左図のように、案内表示を記載するスペースをまとめて確保し、地色や線などにより残りのスペースと明確に区分したほうが、面積の算定方法において、有利です。



＜案内表示以外の部分の表示＞

- ・案内表示以外の部分には、案内先の事業所名、商標のみを表示することが、最も望ましい表示方法です。
- ・案内表示以外の部分に、案内先の事業所名、商標以外のものを表示するときには、案内図板であることを踏まえ、商品名や価格の記載を控えるなど、良識を持った表示としましょう。

8 写真・イラストの使用

案内広告に表示された写真及び絵の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵に重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。



【基準の概要】

- ・写真、絵（イラスト、ロゴマーク等）の面積は、表示面積全体の3分の1以下。
- ・写真や絵に重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。

【解説】

写真や絵を使用する場合の規定です。

視認性が高い、すっきりとした広告物となるよう、案内広告に使用される写真や絵の表示面積の割合と、写真や絵を文字等と重ねてはならないことを定めています。（写真や絵同士を重ねることはできます。）

【運用基準】

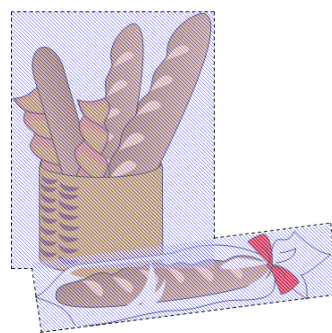
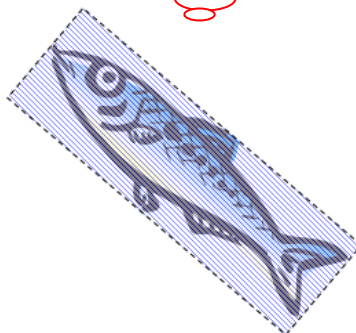
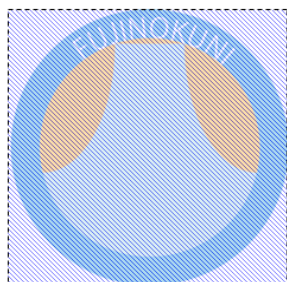
＜絵の考え方＞

- ・イラスト、ロゴマークなどです。
- ・矢印と地図は絵には含みません。

＜面積の算定方法＞

- ・絵そのものの面積とします。
- ・ただし、絵を囲む図形の面積とすることもできます。
- ・申請時には、写真及び絵の面積の合計とともに、算定方法のわかる図面、算定式を添付してください。

絵の面積を計測。
ただし、斜線部の
面積としても良い。



＜絵の中に文字が書かれている場合＞

- ・絵と一体化してデザインされている文字は、絵とみなします。
- ・ロゴマークに含まれている文字は、絵とみなします。

文字が絵と
一体化している



文字がロゴマークに
含まれている



文字が絵に
重なっている

＜デザイン化された文字を表示する場合＞

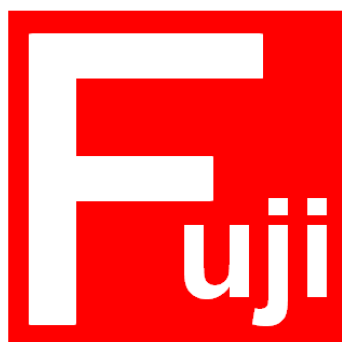
①文字が事業所名を示した言葉の場合

文字として規則を適用させるか、デザイン化された文字をロゴマークと考え、絵として規則を適用させるか、選択することができます。

②文字が事業所名を示した言葉以外の場合

文字がデザイン化されていても、文字として規則を適用させます。

○例：事業所名が「レストランふじ」の場合



①事業所名を示している。
→文字か絵か選択できる

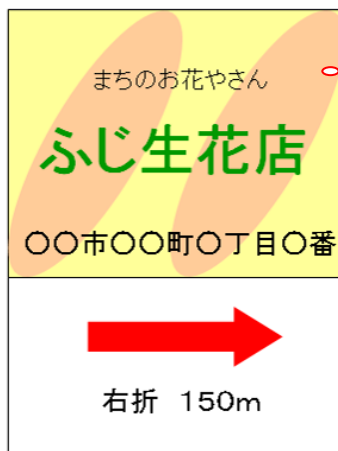
②事業所名ではない。
→文字

それぞれの場合の制限の内容

区 分	①事業所名を示している場合	②事業所名ではない場合
文字として 規則を適用する場合	・地の色彩に制限あり ・面積に制限なし	・地の色彩に制限あり ・面積に制限なし
囲まれた部分全体を 絵として 規則を適用する場合	・地の色彩に制限なし ・面積に制限あり ・他の文字等と重ねない	

＜絵か地かの判断に迷うもの＞

- ・事業所名以外の文字に重ねて、又は白地部分に具体的なイメージを連想させない図形（円や長方形等）が表示されているものは、絵ではなく地とします。



楕円部分は
絵ではなく地

【ガイドライン】

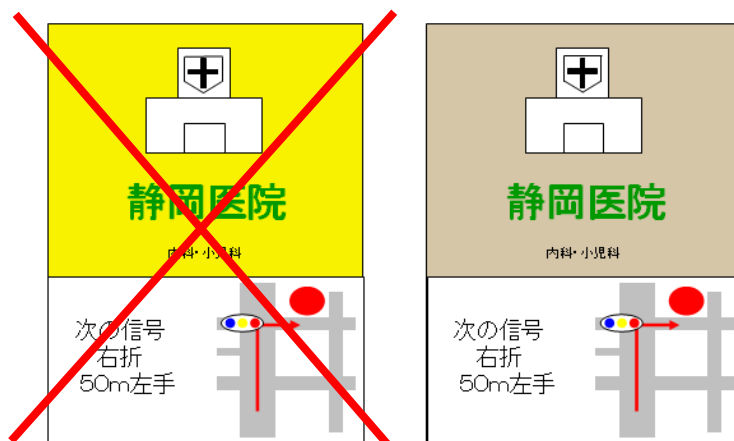
＜写真、絵の適切な使用＞

- ・小さな写真、絵を多用すると、見にくい看板となります。写真や絵を使用する場合は、1点に絞って使用すると効果的です。
- ・案内図板であり一般広告ではないという趣旨を踏まえ、また、品のある広告物とするため、商品などを全面に押し出した写真や絵の使用は控えましょう。



9 地の色彩

案内広告の地（文字、地図、矢印、写真及び絵以外の部分をいう。）の色彩が、彩度（日本工業規格のマンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。）8以下、かつ、明度（日本工業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。）3以上のものであること。



【基準の概要】

- ・地の色彩は、彩度8以下かつ明度3以上。

【解説】

案内広告の地色の色彩についての規定です。

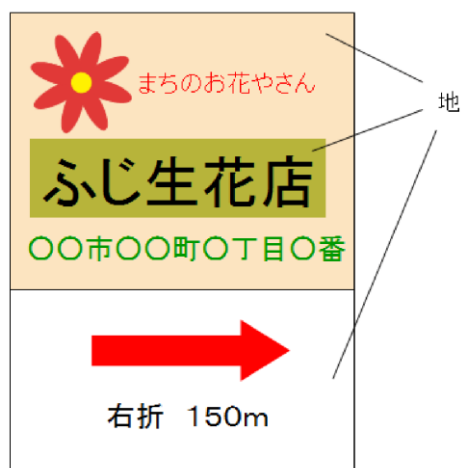
周囲の景観と調和した案内広告となるよう、地には派手な色彩（高彩度色）と真っ黒に近い色（低明度色）を使用しないこととしています。

※自然公園内においては、自然公園法により使用できる色彩が制限されています。その場合、自然公園法と屋外広告物条例の両方に適合する色彩としてください。

【運用基準】

＜地の考え方＞

- ・ 文字、地図、矢印、写真及び絵以外の部分です
- ・ 板面や文字のふちどりも地です。

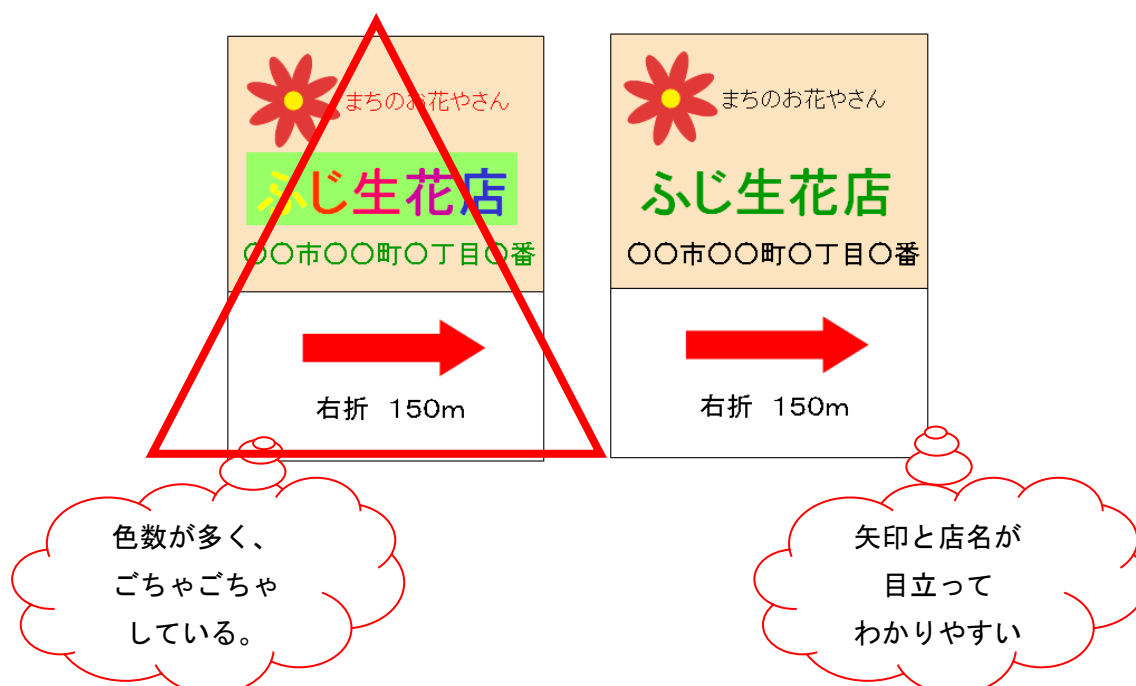


- ・ 事業所名を示したロゴの場合は、イラストとして規則を適用することも、文字として規則を適用することも可能です。（P22 を御覧ください。）

【ガイドライン】

＜色数について＞

- ・ 景観に配慮され、読みやすく品のある広告物とするために、色数は5色以内とすることが望ましいです。
- ・ 高彩度色は、アクセントカラー（全体の表示面積の5%程度を占める色）として使用すると、視認性の高い広告物となります。矢印などに使用すると効果的です。



＜脚の色について＞

- ・景観に配慮したものとするため、ダークブラウン（10YR2.0/1.0）を推奨します。

【マンセル表色系とは】

ひとつの色を正確かつ客観的に表示するための尺度。ひとつの色彩を色相、明度、彩度の3つの尺度の組み合わせで表現します。

＜色相＞色合いを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、G、GY、BG、B、PB、P、RP）と、その度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yのように表記します。

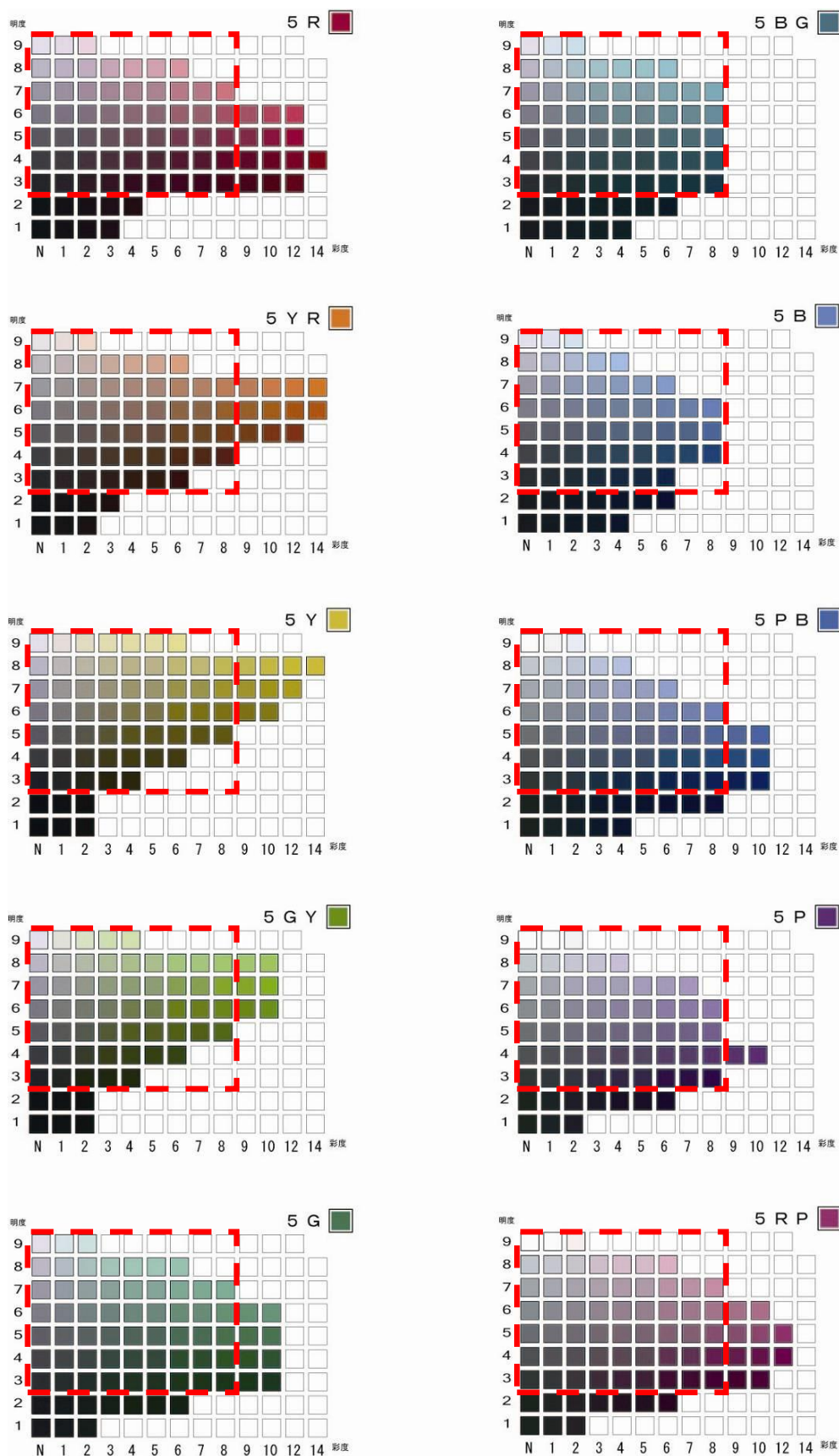
＜明度＞あかるさを表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

＜彩度＞あざやかさを表します。0から14程度までの数値で示し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0です。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、緑は10程度、青は8程度です。

＜マンセル値＞上記3つを組み合わせで表記する記号です。

「10GY4／6」（色相 明度／彩度）のように表します。

(参考) マンセル色票



※ 案内広告の地の色彩は、無彩色（彩度0の白～灰色～黒。マンセル色票のNの列。）についても、明度3以上としてください。

10 電飾設備の使用

電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。

【基準の概要】

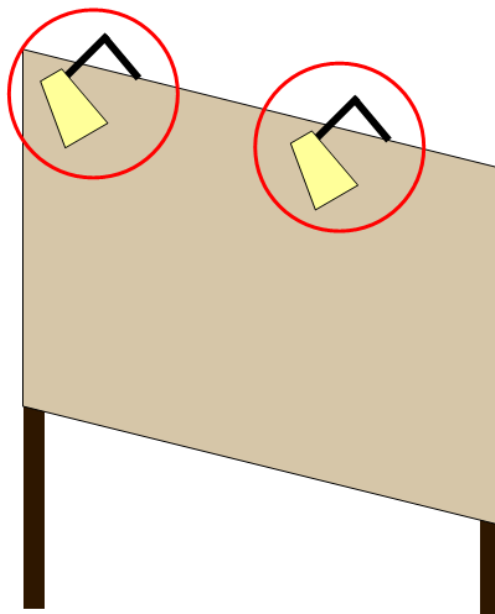
- ・動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない。

【解説】

屋外広告物に電飾設備を使用する場合の規定です。

品のある広告物とするため、また、光が交通の妨害となることを防ぐため、野立ての案内図板には、景観を阻害するような動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告の表示面を直接照らすもの（注）を除く。）を使用することはできません。

（注）「案内広告の表示面を直接照らすもの」の例



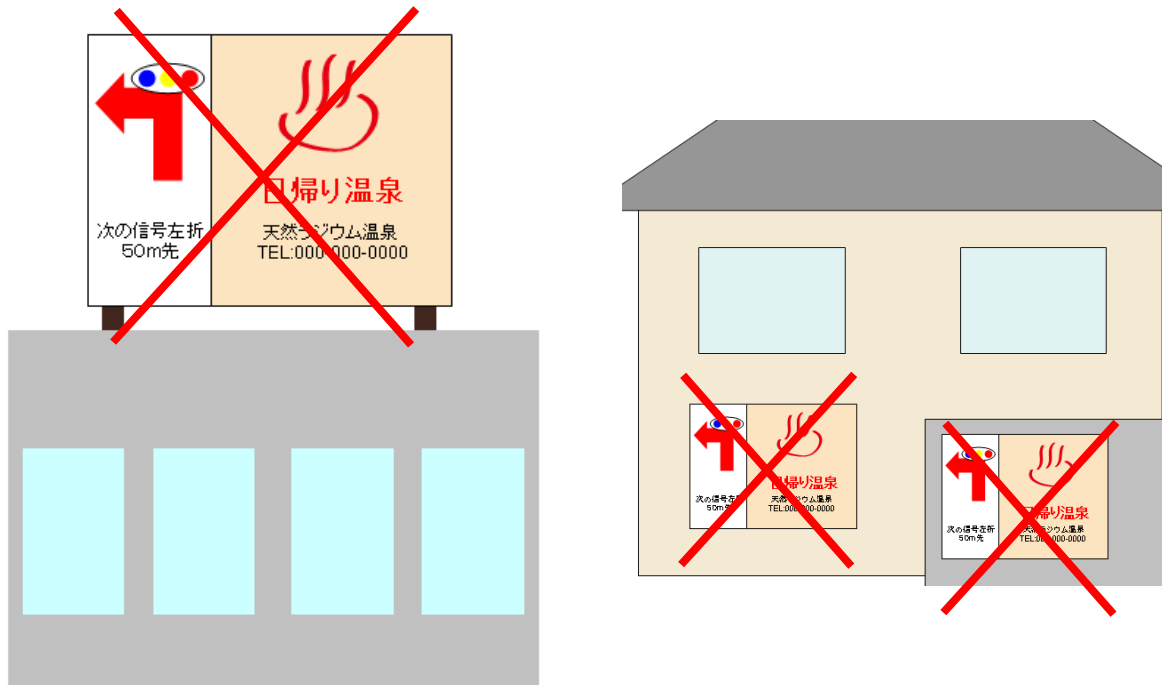
【ガイドライン】

＜その他の電飾設備を使用する場合＞

- ・昼間においても美観を損なわないものであるようにしましょう。

11 建築物等の利用

建築物の屋上に設置するものでないものであること。
建築物の壁面を利用するものでないものであること。
塀を利用するものでないものであること。



【基準の概要】

- ・建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置できない。

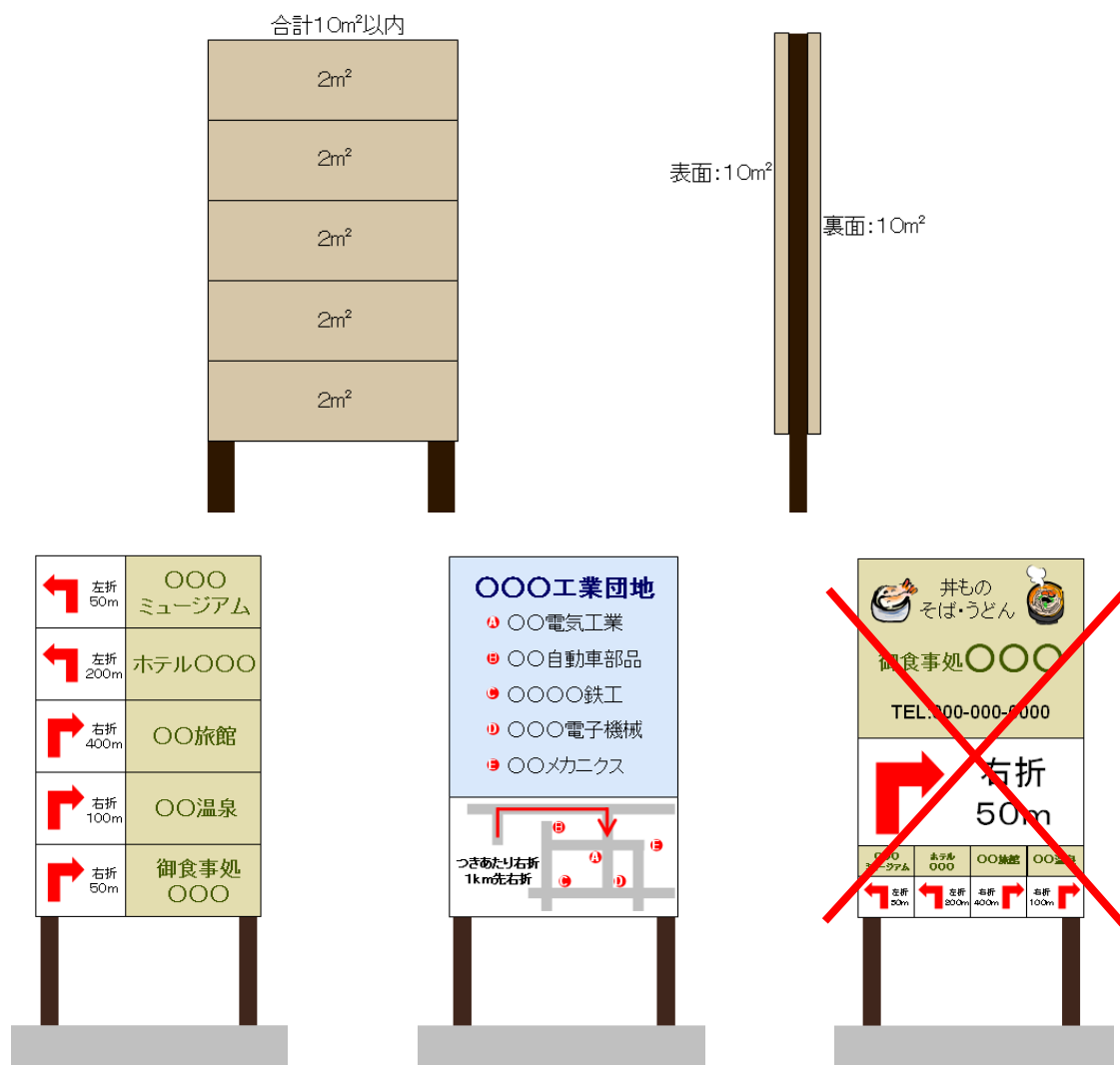
【解説】

特別規制地域は、原則として屋外広告物を表示・設置することができない地域ですが、例外的に、基準を満たした自家広告物や案内図板に限り設置することができます。

特別規制地域に案内図板として設置できるものは、野立てのもの、電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用するもの及び消火栓標識柱を利用するものに限っており、これ以外のものは設置できません。

12 協同看板

5の規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあつては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであつて、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。



【基準の概要】

5以上の者の協同看板の場合

- ・表示面積は10 m²以内
- ・1者当たりの表示面積は2 m²以内
- ・ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能とする。その場合、裏側も5以上の者の協同看板であること。

【解説】

5 者以上が協同で案内図板を設置する場合においては、表示面積の基準が緩和されます。

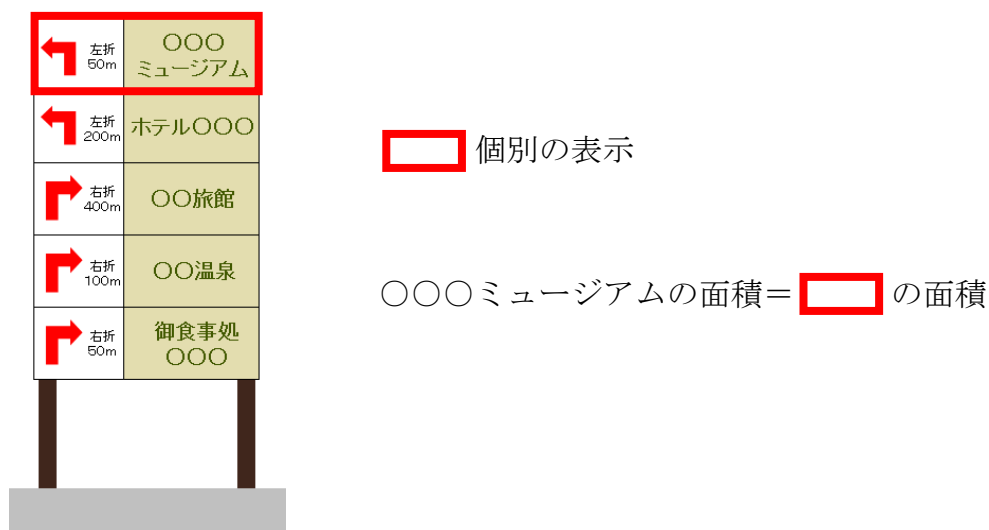
案内図板の設置方法や案内広告の内容についての基準は、通常の案内図板の基準と同様です。

【運用基準】

< 1 者当たりの表示面積の算定方法 >

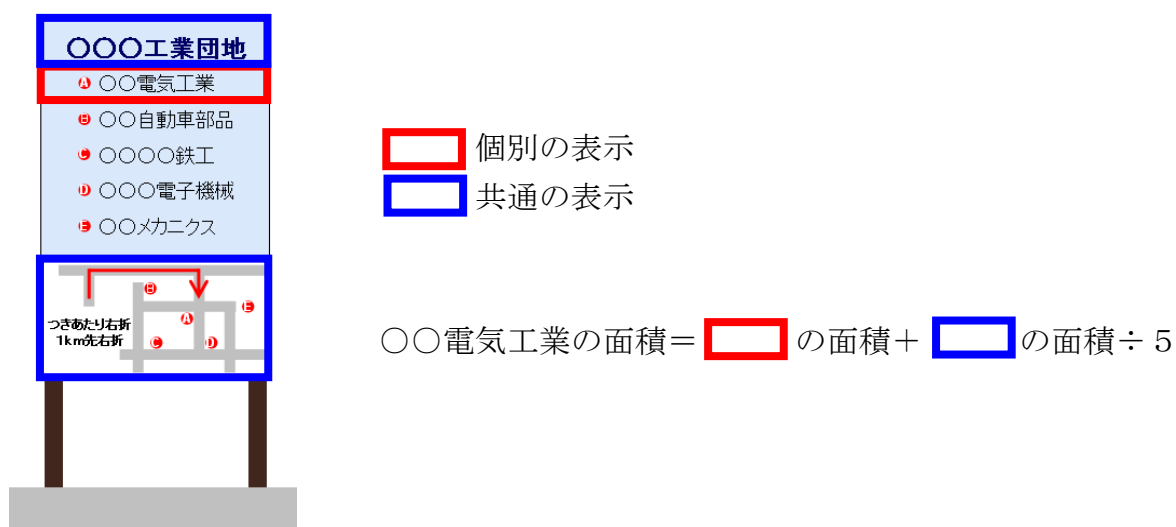
・ 事業所個別の表示のみの場合：

事業所個別の表示面積を計測



・ 事業所個別の表示に加えて、事業所共通の表示がある場合：

事業所個別の表示面積 + 事業所共通の表示面積 ÷ 表示されている事業所数



・ いずれの場合も、申請時には、1 者当たりの表示面積とともに、算定方法のわかる図面を添付してください。

申請の方法

【申請に必要なもの】

＜新規申請＞

No.	書類	内容・注意事項
1	屋外広告物許可申請書	・様式第1号 ・記名押印又は自署が必要。 ・法人による申請の場合、代表者印が必要。
2	案内図	・案内図板の設置場所、案内する事業所等の場所が分かるもの。 ・設置場所から案内先への経路、距離を記入する。 ・案内図を表示する方向を記入する。
3	仕様書・設計図	・高さ、面積、構造の分かるもの。
4	色彩及び意匠を表す図面	・表示内容の分かるもの。 ・案内表示の部分を図示し、その面積と計算式を記入する。 ・写真、イラストの部分を図示し、その面積と計算式を記入する。 ・地の色彩をマンセル値で表記する。
5	非自己所有地の場合、承諾書	・使用承諾書、借地契約書、占用許可書等。
6	周辺のカラー写真	・隣接する看板との相互間距離が確保されていることが分かるもの。 ・隣接して看板がある場合、相互間距離を記入する。
7	堅ろうな広告物の管理者設置届け	・様式第10号 ・堅ろうな広告物（高さ4m超のもの）の場合。
8	申請手数料	（申請窓口を確認してください。）

＜更新＞

No.	書類	内容・注意事項
1	屋外広告物許可期間更新申請書	・様式第3号
2	看板のカラー写真	・申請前1か月以内に撮影したもの
3	屋外広告物点検報告書	・様式第4号 ・申請前3か月以内に行ったもの ・堅ろうな広告物の場合は、点検実施者は堅ろうな広告物等の管理者でなければならない。
4	申請手数料	（申請窓口を確認してください。）

＜変更＞ 板面のみを変える場合は変更申請としてください。（ただし、軽微な変更の場合は、届出不要です。詳細は届出窓口へお問い合わせください。）
設置場所を変える場合は、新規申請をしてください。

No.	書類	内容・注意事項
1	屋外広告物変更許可申請書	・様式第6号
2	案内図	・案内図板の設置場所、案内する事業所等の場所が分かるもの。 ・設置場所から案内先への経路、距離を記入する。 ・案内図を表示する方向を記入する。
3	仕様書・設計図	・高さ、面積、構造の分かるもの。
4	色彩及び意匠を表す図面	・表示内容の分かるもの。 ・案内表示の部分を図示し、その面積と計算式を記入する。 ・写真、イラストの部分を図示し、その面積と計算式を記入する。 ・地の色彩をマンセル値で表記する。
5	周辺のカラー写真	・隣接する看板との相互間距離が確保されていることが分かるもの。 ・隣接して看板がある場合、相互間距離を記入する。
6	申請手数料	（申請窓口を確認してください。）

【申請の時期】

工事着手前に許可を受けなければなりません。申請の標準処理期間は 25 日ですので、工事着手予定前に許可を受けることができるよう、余裕を持って申請してください。

＜備考＞

許可を受けた案内図板には、許可権者が交付する屋外広告物許可証（シール）を、道路から見える面に貼付してください。

【申請書記入例】

様式第1号(第9条関係)

屋外広告物許可申請書

平成28年4月1日

裾野市長 ○○ ○○ 様

住所 静岡市葵区追手町×-×

申請者 氏名 株式会社 静岡
代表取締役 静岡 太郎 印

広告主又は
委託された広告業者

法人の場合は、代表者印。
(氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要)

広告物を表示したいので、裾野市屋外広告物条例第5条又は第6条第4項若しくは第5項の規定により申請します。

広告物の種類	野立て案内図板			
広告物を表示し、又は 掲出物件を設置する 場所	駿東郡長泉町○○ ××-×			
表示の内容	静岡医院 ここ右折道なり 200m ほか			
形状及び面積	縦2m×横1.5m 3㎡ 片面表示 高さ4.0m			
材料及び構造	鉄骨造、木枠カラー亜鉛めっき鉄板張り 塗装仕上げ			
色彩、意匠その他 表示の方法	<地の色彩 5Y8/2> 意匠、その他は別紙のとおり			
広告物の表示又は掲 出物件の設置の期間	平成28年5月1日から平成31年4月30日まで			
工事施行者	氏名又は名称	株式会社 静岡 代表取締役 静岡 太郎	屋外広告業の 登録番号	静岡県 知事登録 屋外広告業 第×××号
	住所	静岡市葵区追手町×-×		
工事着手予定年月日	平成28年5月1日	工事完了予定年月日	平成28年5月10日	
備考				

(注) 不要の文字は、抹消すること。

【案内図例】

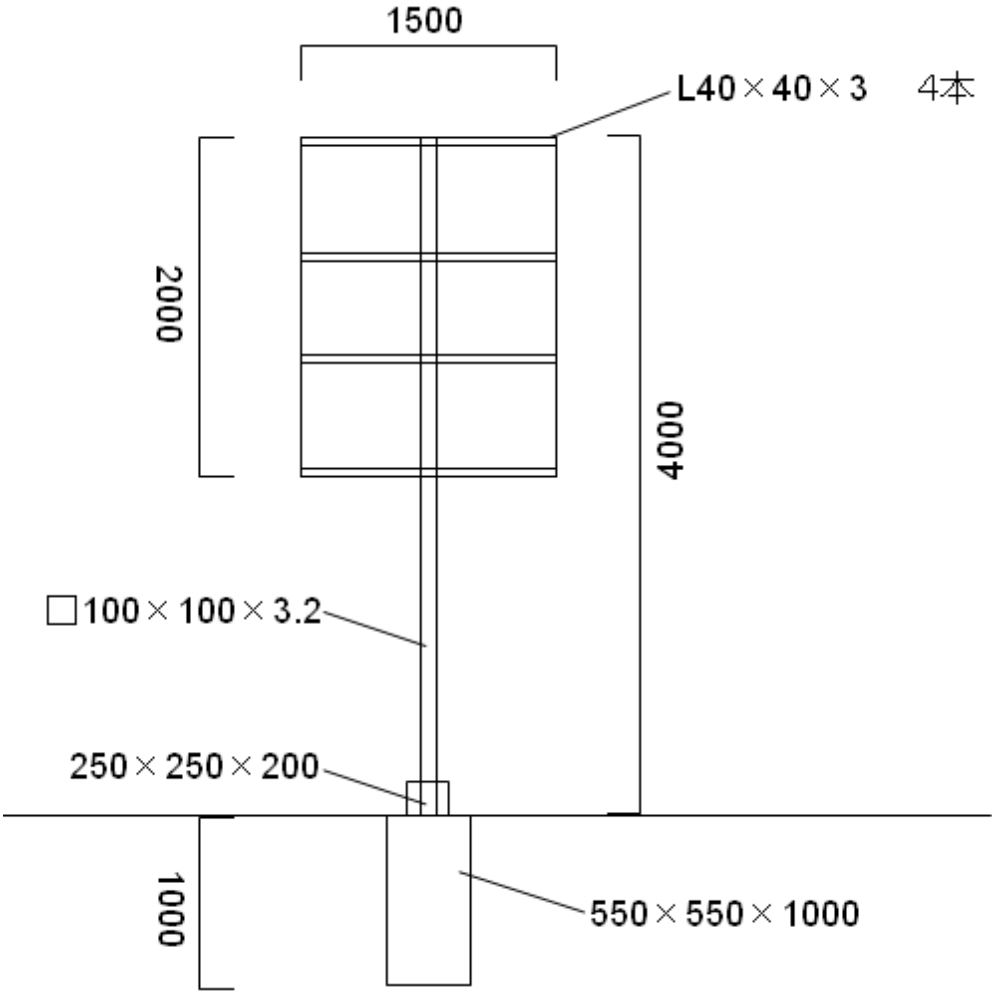
以下のものを記入する。

- ・案内図板の設置場所、案内する事業所等の場所
- ・設置場所から案内先への経路、距離
- ・表示の向き

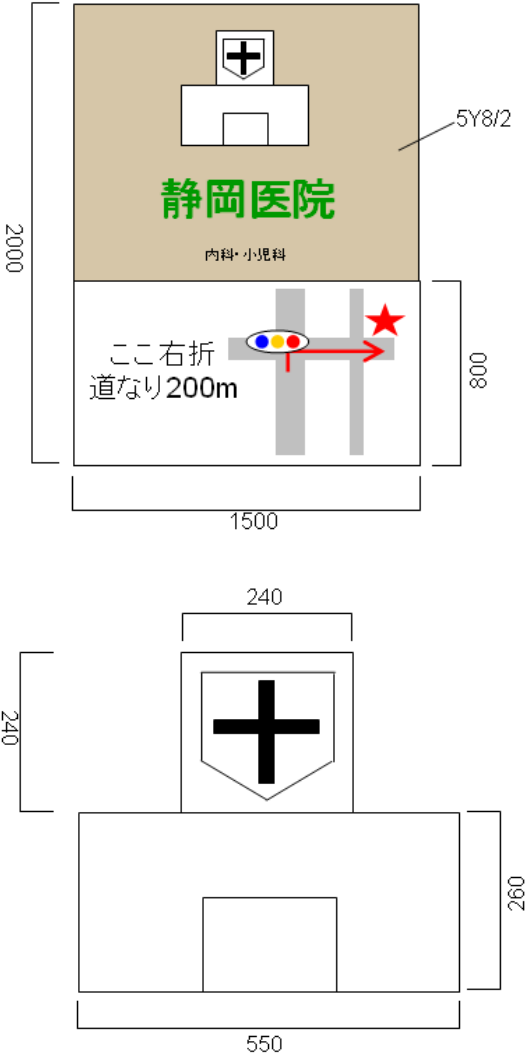


【仕様書・設計図、色彩及び意匠を表す図面例】

高さ、面積、構造を記入する。



【仕様書・設計図、色彩及び意匠を表す図面例】



内容	計算式	面積	全体に対する割合
全体の面積	縦 2.0m×横 1.5m	3.0 m ²	
案内表示の面積	縦 0.8m×横 1.5m	1.2 m ²	1.2/3.0=0.4
イラストの面積	縦 0.24m×横 0.24m＋ 縦 0.26m×横 0.55m	0.2006 m ²	0.2006/3.0=0.0669

